

JESC E0004(2022)
日本電気技術規格委員会

電気技術規程
配電編

配電規程

(低圧及び高圧)

Power Distribution Code

J E A C 7 0 0 1 - 2 0 2 2

[2025年 追補版]

一般社団法人日本電気協会
配電専門部会

『配電規程（低圧及び高圧）JEAC7001-2022（JESC E0004（2022）』の 一部改定について（お知らせ）

一般社団法人日本電気協会
配電専門部会

第 125 回日本電気技術規格委員会（令和 6 年 8 月 26 日開催）において、新規 JESC 規格「車両の往来が無く、人が常時通行することを想定しない山地に施設する高圧地上電線路」が制定されたことを踏まえ、配電規程を改定いたしました。

（改定の趣旨、目的及び内容）

令和 5 年度の委託事業「エネルギー需給構造高度化対策に関する調査等事業（低コスト手法普及拡大に向けた電線地中化工法の実現可能性等調査）」における、掘削を伴わず地上に施設する工法等の調査結果に基づき、新規 JESC 規格「車両の往来が無く、人が常時通行することを想定しない山地に施設する高圧地上電線路」が作成され、第 125 回日本電気技術規格委員会にて承認されました。

また、電気設備の技術基準の解釈において、令和 7 年 11 月 20 日付け「20251104 保局第 2 号」により、第 128 条に当該規格が引用されることとなりました。

本追補版は、これらの内容を踏まえ、配電規程について改定をおこないました。

（改定内容）…下線赤字部分が改定箇所（文字修正、追加、削除）です。

第5章

第530節 地上電線路

【441 頁】

530-1 施設制限

地上電線路は、530-1-1表のいずれかに該当する場合に限り、施設することができる。

(解釈 第128条)

530-1-1表 地上電線路の施設場所

施設場所の制限	使用電圧	
	低圧	高圧
1 構内だけに施設する電線路の全部又は一部として施設する場合	○	○
1 構内専用の電線路中その構内に施設する部分の全部又は一部として施設する場合	○	○
地中電線路と橋に施設する電線路又は電線路専用橋等に施設する電線路との間で、取扱者以外の者が立入らないように措置した場所に施設する場合	○	○
山地であり、車両の往来が無く、人が常時通行することを想定しない場所に施設する場合	×	○*

(補足) 1. ○は施設できることを示す。

2. *日本電気技術規格委員会規格JESC E6008 (2024) 「車両の往来が無く、人が常時通行することを想定しない山地に施設する高圧地上電線路」の「3. 技術的規定」により施設する場合に限る。

【解説】

地上電線路とは、地中電線路の保蔵物の一部又は全部を地上に露出したものと考えことができ、工場構内等において、地中に施設する埋設物が多い場合に、電線路を地上に施設する方が保安上及び経済上かえって有利な場合等に用いられる。地上電線路は、屋側電線路と同様、架空電線路や地中電線路に比べて本来好ましい電線路とはいい難いので、施設範囲を1構内だけ及び1構内線用に限定している(505-1(施設制限)参照)。

しかしながら、1構内だけ及び1構内専用の設備にとどまらないケースとして、平成9年5月制定の〔解釈〕では、一般公衆が立入らないように措置した場所に施設する場合で、地中電線路から橋に施設する電線路及び電線路専用橋等に施設する電線路に接続された地上電線路に限り施設可能とした。また、令和7年11月制定の〔解釈〕では、民間規格評価機関のうち日本電気技術規格委員会が承認した規格であるJESC E6008 (2024) 「車両の往来が無く、人が常時通行することを想定しない山地に施設する高圧地上電線路」の「3. 技術的規定」により施設することで、地上に施設する高圧電線路に求められる保安レベルを満足できることから、山地であり、車両の往来が無く、人が常時通行することを想定しない場所において、管路等に高圧ケーブルを収めて地上施設することが可能であることを新たに規定した。

530-2 地上電線路の施設

低圧又は高圧の地上電線路は、次の各号により施設すること。ただし、日本電気技術規格委員会規格 JESC E6008 (2024) 「車両の往来が無く、人が常時通行することを想定しない山地に施設する高圧地上電線路」の「1. 適用範囲」「3. 技術的規定」により施設する場合はこの限りではない。

(解釈 第128条)

- (1) 交通に支障を及ぼすおそれがない場所に施設すること。
- (2) 400-3 (接地工事の適用)、405-6 (地中電線と他物との接近, 交差) (2. を除く。) の規定に準じて施設すること。
- (3) 弱電流電線路に対して漏えい電流又は誘導作用により通信上の障害を及ぼさないように弱電流電線路から十分に離すなど、適当な方法で施設すること。
- (4) 電線は、530-2-1表によること。

530-2-1表 使用電線の種類

使用電圧	電線の種類	
低 圧	ケーブル	
	3種	クロロブレンキャブタイヤケーブル クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル 耐燃性エチレンゴムキャブタイヤケーブル
	4種	クロロブレンキャブタイヤケーブル クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル
	ケーブル	
高 圧	3種	クロロブレンキャブタイヤケーブル クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル

- (5) 電線がケーブルである場合は、次によること。
 - a. ケーブルを鉄筋コンクリート製の堅ろうな開きよ又はトラフに収めること。
 - b. 開きよ又はトラフには取扱者以外の者が容易に開けることができないような構造を有する鉄製又は鉄筋コンクリート製その他の堅ろうなふたを設けること。
 - c. 地上電線と他の地上電線等との接近又は交差は405-6 (地中電線と他物との接近, 交差) の2. に準じて施設すること。
- (6) 電線がキャブタイヤケーブルである場合は、次によること。
 - a. 電線の途中において接続点を設けないこと。
 - b. 電線は、損傷を受けるおそれがないように開きよ等に収めること。ただし、取扱者以外の者が出入りできないように措置した場所に施設する場合は、この限りでない。
 - c. 電線路の電源側電路には、専用の開閉器及び過電流遮断器を各極 (過電流遮断器にあっては、多線式電路の中性極を除く。) に施設すること。
 - d. 使用電圧が300Vを超える低圧又は高圧の電路には、電路に地絡を生じたときに自動的に電路を遮断する装置を施設すること。ただし、電線路の電源側接続点から1km以内の電源側電路に専用の絶縁変圧器を施設する場合であって、電路に地絡を生じたときに技術員駐在所に警報する装置を設けるときは、この限りでない。